

平成21年度定期監査（12）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査（12）を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成22年1月13日から同月29日までの間において実日数9日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成20年度の財務に関する事務の執行において、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

(3) 監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等について監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を実施した。

ア 業務委託等について、受託事業者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書や精算書の内容確認を十分行っているか。

イ 随意契約は、適正に行われているか。また、権限を超えた契約、不当な分割契約がなされていないか。

(4) 監査対象部課

ア 環境まちづくり事業本部経営課

イ 環境まちづくり事業本部環境清掃部

(ア) 環境政策課

(イ) 環境保全課

(ウ) 清掃管理課

(エ) 資源循環推進課

(オ) 練馬清掃事務所

(カ) 石神井清掃事務所

ウ 環境まちづくり事業本部都市整備部

(ア) 都市計画課

(イ) 交通企画課

- (ウ) まちづくり推進調整課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 大江戸線延伸推進課
- (キ) 住宅課
- (ク) 建築調整課
- (ケ) 建築課
- (コ) 建築審査課

エ 環境まちづくり事業本部土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 計画課
- (ウ) 特定道路課
- (エ) 土支田中央区画整理課
- (オ) 土支田中央区画整理工事担当課
- (カ) 工事課（以下の施設を含む。）
 - ・ 第一土木出張所、羽沢材料置場
- (キ) 交通安全課
- (ク) 公園緑地課（以下の施設を含む。）
 - ・ 西部公園管理事務所、大泉井頭公園

2 監査の結果

適正に行われていた。